

積立式宅地建物販売業者営業保証金規則

(営業保証金の取戻し)

2 法第二十三條第一項の規定により営業保証金

第二条 法第二十六条第二項後段の規定により営

第三条 法第三十一条第二項の規定による積立式

2 法第二十七条第一項（法第三十条第三項にお

(公告をすべき旨の請求)

第五条 法第二十九条に規定する債権の申出は、

第六条 法

2 法第三十一条第二項に規定する場合において

(配当の実施)

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の手

(有価証券の換価)

の還付を受けようとするときは、共託物払戻申請

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規

(供託規則の適用)

託規則の手續による。

第十条 法第三十一条第三項の規定による公告

附則

附 貝 (平成二年一月七日法務省・)

附則（平成一五年一月六日法務省・国

附則（平成一七年二月一〇日法務省・

附則（平成二〇年一〇日法務

この省令は、株式等の取引に係る決済の合理

(施行期日)

(經過措置)

附則（令和四年七月二十九日去務省・国

附則（令和六年三月二九日法務省・国

[illegible]

別記様式第五 〔第6条第1項〕

第1期形式第五 (第6条准用) 項 (訂正法第4条第1項準用) (第5)

第 証 書

年 月 日

國民党政大閣

印

知事

下記のとおり、第1次知事補選期要請法第5条第1項の規定による補選を有することを証する。

証

- 1 選挙請求権を有する者の住所及び氏名又は選挙区(名称及び代表者の氏名)
- 2 第1次知事補選期要請法第5条の住所及び選挙区又は名称
- 3 当選者の住所及び選挙区又は名称
- 4 候補者
- 5 その他附帯となる事項